

年金受給者が、公務員として再就職したとき（裏面を参照）に提出してください。

# 再 就 職 届

共  
済  
組  
合  
検  
印

事  
務  
担  
当  
者  
印

個人番号(または基礎年金番号)

左詰めでご記入ください。

組  
合  
員  
氏  
名  
生  
年  
月  
日

昭・平 年 月 日生

年 金 の 種 類

1. 老 齢 ( 退 職 )      2. 障 害

該当するものに○印をご記入ください。

年 金 証 書  
記 号 番 号

所 属  
共 済 組 合

共 済 組 合

支 部  
所 属 所

再 就 職  
年 月 日

令 和 年 月 日

上記のとおり届け出ます。

国 家 公 務 員 共 済 組 合 連 合 会 理 事 長 殿

令 和 年 月 日

届 出 者

□□□-□□□□

(住 所)

(氏 名)

(電 話 番 号)

※裏面に注意事項が記載されておりますので、ご提出前に必ずご確認ください。

次の事由が生じたときに、就職先の共済組合を經由して提出してください。

- ① 老齢厚生年金（退職共済年金）、障害厚生年金（障害共済年金）等の受給権を有している者が、国家公務員（第2号厚生年金被保険者である長期組合員）として再就職したとき  
（独立行政法人、国立大学法人、日本郵政グループ等の役職員等も含まれます。）
- ② 老齢厚生年金（退職共済年金）、障害厚生年金（障害共済年金）等の受給権を有している者が、地方公務員（第3号厚生年金被保険者）として再就職したとき  
（都道府県知事、副知事、市区町村長（旧助役）、会計管理者（旧出納長、旧収入役）等を含みます。また、特定地方独立行政法人の職員を含みます。）

※②の場合、年金証書の原本を添付してください。

※70歳到達後に再び公務員として再就職された場合にも提出が必要となります。

下記の注意事項をご確認の上、ご提出ください。

- ・年金を受給されていない方または日本年金機構及び日本私立学校振興・共済事業団で決定されている年金のみを受給している方が、再就職した場合は、提出不要となります。
- ・短期組合員として再就職した場合や民間企業、私立学校の教職員に再就職した場合は提出不要となります。
- ・年金証書を添付できない場合は、余白にその旨記入してください。
- ・年金証書記号番号が不明の場合は空欄としてください。また、複数の年金証書記号番号をお持ちの場合は、いずれか一つの番号を記入してください。
- ・上記①に該当する場合、就職先の共済組合より再就職後の標準報酬情報が国家公務員共済組合連合会に登録されてから年金支給額の再計算を行い、年金支給額が変更になる場合は、年金額・支給額変更通知書にてお知らせすることとなります。
- ・再就職届の提出が遅れますと、年金が払い過ぎとなり、さかのぼってご返還いただく場合がございますので、ご注意ください。
- ・再就職届提出後の定期支給期において、年金の払い過ぎを防止するために、年金支給額の一部または全部について支払を保留させていただく場合がございます。